

香深井小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

1. 香小の伝統と誇り～香小は「いじめ心」に負けない学校～

香小の子は、健康な体をつくり、鍛えることが好きな「元気な子」です。
優しい心を持ち、善悪を判断できる「明るい子」を目指しています。
意欲を持ち、学力を身につける「考える子」になってほしいと、地域の大人は願っています。
児童数は少ないですが、進んで働き、友だちと協力する「頑張る子」ばかりです。

誰もが学び、自立への確かな力を身につけていく権利を持っています。
人と人との正しい関わりを通して、互いを認め合い、共生の道を歩む権利を持っています。
いじめはその権利を奪うものです。
小さくても、人が心豊かに生きる喜びを奪い去る、卑怯な行為です。
知らぬ間に誰もが犯してしまうかもしれない、悲しい過ちです。

香小は、大人と子どもが力を合わせて守ってきた学校です。
いじめを許さず、地域ぐるみで絆を紡ぎあってきた学校です。
これからも、いじめに悩む子が生まれないように、
これからも、いじめという過ちを犯す子が生まれないように、
これからも、いじめを乗り越えて、大人も子どもも成長していけるように、
香小は、小さくても「大きな未来」と「思いやり」のある学校を目指し続けます。

【参照】「いじめ防止対策推進法」第1条

「いじめの防止等のための基本的な方針」 p-1～p-2

2. 校風「思いやり」に込めた誓い～「いじめ」の定義と、克服への出発点～

誰かの心や体が傷ついているならば、それは紛れもなく「いじめ」です。
誰かを傷つけてしまうかもしれないならば、それは間違いなく「いじめの芽」です。
誰かの思いを踏みにじったり、そこから目を背けたりするのは「いじめ心」の仕業です。

「いじめ」はどこでも、誰にでも起こりうるものです。
「いじめの芽」は、気づかぬうちに私たち自身の中に現れるものです。
「いじめ心」は、「思いやり」を忘れた人や社会に宿るものです。

香小は、相手を思うことを第一に、「いじめ」を見逃さない努力を続けます。
大人も子どもも、「思いやり」の心でつながりあって、「いじめ心」を克服し続けます。

【参照】「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめの防止等のための基本的な方針」 p-4～p-6

3. 地域の財産を守り続けるために～「いじめ防止基本方針」のねらいと意義～

120年をこえた香小の歴史の中で、変わることなく続いていること。

それは、放課後や休日のグラウンドで子どもたちが学年の垣根を超えて遊ぶこと。

年上の子が、優しく年下の子の面倒を見てくれること。

運動会や学芸会に、大人たちがたくさん応援に来てくれること。

そうして香小を巣立っていった人たちが、次の香小生を支えてくれること。

思いやりとつながりで、安心して学べる学校を守ってきたことは、この地域の財産です。

いつの時代も、「いじめ」は誰もが向きあう大きな課題の一つです。

私たちは、子どもたちが日常や大人社会に潜む「いじめ」を克服し、

安心して暮らすための力を身につけていけるように、「いじめ防止基本方針」を定めました。

香小の教育は、この方針を具体的に進めていくものであり、

子どもたちが地域の財産を守り、受け継いでいくことへとつながると考えます。

【参照】「いじめ防止対策推進法」第3条

「いじめの防止等のための基本的な方針」 p-1～p-2

II 学校が担う役割

1. 一人ひとりの学び・育ちを保障する～未然防止は、知・徳・体の充実から

～

確かな力を身につけるための地道な歩みは、子どもたちに自信と心のゆとりをもたらします。

知との出会いや学び合いは、子どもたちの視野を広げ、生き方を豊かにします。

香小は、個に応じた指導・支援の充実こそ、「いじめ」のない学校づくりの基盤と考えます。

- 学校全体で授業の改善と工夫に努め、わかる楽しさ・伸びる喜びを保障します。
- 学習の積み重ねにより、基礎基本の定着と「やればできる」という自信を育てます。
- 体力づくりや健康指導を通して、丈夫な体づくりを支援し、自律心を育てます。
- 異年齢集団での活動を通して、役割を果たす力とコミュニケーション力を育てます。
- 個に応じた学力づくり・生活づくりを通して、自ら考え、行動する力を育てます。
- 地域の人と関わる活動に継続して取り組み、思いやりの心を体験的に学ばせます。

学校研究／学力向上プラン／学習支援改善に向けた研修活動／礼文検定の活用
生活リズム調べ／保健指導／食育・性教育／放課後マラソン・なわとび検定
縦割活動・全校活動／学級活動・児童会活動／少年団活動／他校との合同学習
お便り配り／保育所への読み聞かせ訪問／香小まつり／礼宝園まつりへの参加
はちまる交流会／花壇整備／クリーン作戦／香中スポーツ教室／公開礼文検定

2. 子どもや大人の悩みを共有する～早期発見は、ひらかれた学校づくりから

～

『互いに手を取り励まして その名も高し 香深井校』

校歌の結びには、一人ぼっちを決して作らない、香小の伝統が歌われています。

小さな悩みや過ちを見落とさないことは、「いじめ」の早期発見につながります。
そして、悩みや反省を共有しあうことは、「いじめ」の早期克服につながります。
香小は、子どもも大人も悩みを共有できる、ひらかれた関係づくりを大切にします。

- 思いやりと助け合いのある全校集団づくりを進めます。
- 研修と実践に努め、子どもや家庭、地域から信頼される教師集団を目指します。
- 誰もが一人で悩み続けることのないよう、相談の機会を保障します。
- 学校と家庭、地域が子育ての悩みを共有できるよう、情報交流に努めます。
- 関係機関とも連携しながら相談体制を整え、通報や相談窓口についても周知します。

縦割活動・全校活動／学担会議／児童理解に向けた日常的なカンファレンス
教育相談／学級懇談／個人懇談／家庭訪問／PTA 役員会／学級通信／学校だより
児童アンケート／いじめアンケート／学校評議員会／いじめ対策推進委員会
校区自治会との連携／電話相談窓口の紹介／ネットトラブル等に関する情報提供

3. 安心・安全を協同の力でつくり上げる～いじめへの対応の基本姿勢～

「いじめ」への対応は、実態に即した最善の方法と体制をもって行うことを原則とします。
児童の安全確保を最優先課題とし、実態把握と指導・支援を学校全体で組織的に行います。
香小は、「いじめ」に対して迅速かつ毅然と対応し、安心して学べる環境の維持に努めます。

- いかなるケースにおいても、関係する児童の心身の安全を第一に考えます。
- 校長の責任において対応策や指導・支援体制を確立し、迅速に取り組みます。
- 経過報告や、対応策への理解・協力が得られるよう、保護者との連絡を密に行います。
- 事実や背景を正確に捉え、児童に対し適切な指導・支援を組織的に行います。
- 関係機関とも連携できる体制を構築し、状況に応じて、より効果的な対応を追求します。

危機管理マニュアルの整備／校内外の連絡体制の確立／町教委との連携・協議
学級懇談／個人懇談／家庭訪問／PTA 役員会／いじめ対策推進委員会
PTA への周知と協力要請／児童・家庭に対するカウンセリング／指導方針の明示
医療機関との連携／警察や児童相談所・法務局との連携

【参照】「いじめ防止対策推進法」第15条～17条、第28条

「いじめの防止等のための基本的な方針」 p-6～p-8

4. 新たな「いじめ」に備える～ネット上のいじめへの対応に向けて～

PCやスマートフォンの普及に伴い、新たな社会問題が次々と生まれています。ネット上での誹謗中傷、個人情報の流出、犯罪行為等の潜在化が進んでいます。礼文の大人や子どもの間にも、日常的なインターネット利用者は増える一方です。香小は、「ネット上のいじめ」に対する学習と備えもきわめて重要であると考えます。

- インターネットの仕組みや長短所について正しく学ぶ機会を設けます。
- 道徳教育や教科指導の一環として、情報モラルの基礎を学ばせます。
- 家庭に対する啓発や、教職員およびPTAでの研修活動にも積極的に取り組みます。
- 必要に応じて関係機関と連携し、早期発見や未然防止、事例への対応に努めます。

道徳の時間／情報モラル講座／ネットパトロールの実施／家庭への情報提供
校内研修／PTA研修／フィルタリングの啓発／警察や法務局との連携
通報や相談窓口の紹介／児童アンケート／教育相談

5. 「オール礼文」で教育力を高める～学校間連携と研修の充実～

保小中高における連携と、一貫性のある教育の推進は礼文が誇る財産です。子どもたちに対する指導・支援も、そこに向けた教師の学び合いも、「礼文型教育連携」を基盤に進めることで、さらに充実していくと確信しています。

- 子ども理解や家庭への支援で専門性が発揮されるよう、校内外での研修に努めます。
- すべての学校で「基本方針」を作成し、連携を密にいじめ対策に取り組みます。
- 保小中高連携と子育て運動を充実させ、礼文の子どもたちに確かな力を保障します。

校内研修／校外研修／PTA研修／教職員合同研修／子育て学習会／合同学習
いじめ防止基本方針／生徒指導研究協議会の環流／小中連携教育推進協議会

【参照】「いじめ防止対策推進法」第18条～19条

「いじめの防止等のための基本的な方針」 p-4～p-5

p-12

6. 見通しを持って、子どもを見守る～年間計画～

	行事	地域・PTA との協同	未然防止・早期発見	ネットいじめ対策	研修・検証
4	入学式 1年生を迎える会	PTA 総会 PTA 役員会 参観・懇談 家庭訪問	学担会議		
5	クリーン作戦 鼓笛クラブ 花壇整備	PTA 役員会	児童アンケート		香深地区連携研
6	見内神社祭 香深井こどもまつり 運動会	見内神社祭 香深井こどもまつり 運動会	教育相談 いじめアンケート 学担会議	ネットパトロール	
7	遠足 がんばったね集会	参観・懇談 学校評議員会 PTA 役員会			
8	香深井盆踊り 自由研究発表会	香深井盆踊り			学級経営交流
9	集合学習 陸上記録会 児童総会	参観・懇談 PTA 役員会			いじめ対策推進委
10	学芸会	学芸会 はちまる交流会 個人懇談 学校評議員会	教育相談 児童アンケート 学担会議		
11		PTA 役員会	いじめアンケート 学担会議	ネットパトロール 情報モラル講座	町研教育講演会
12	香小まつり かるたクラブ 集合学習 お楽しみ集会	歳末チャリティー もちつき会			
1	自由研究発表会		学担会議		学級経営交流 香深地区連携研
2	ゆきまつり 児童総会	参観・懇談 PTA 役員会	児童アンケート		いじめ対策推進委
3	6年生を送る会 卒業式				学級経営総括

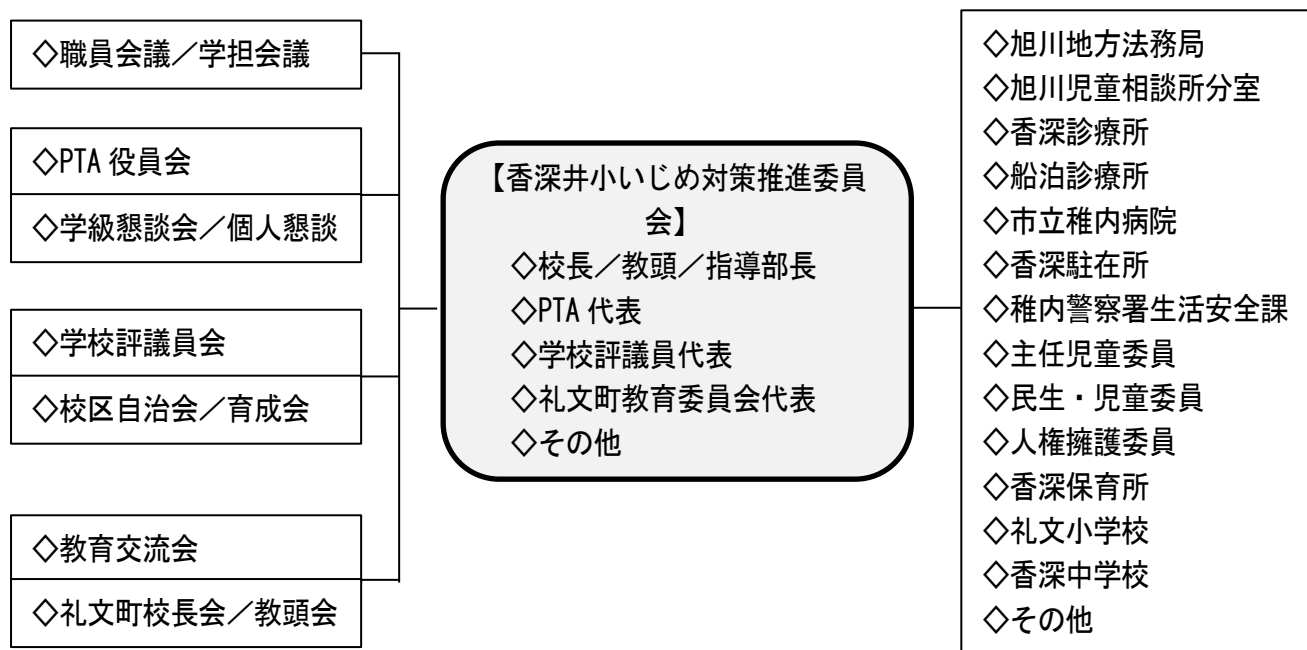
Ⅲ 校内における体制

1. いじめ対策推進委員会の設置

香小では、いじめ防止基本方針についての共通理解を図り、子どもたちが安心して学べる環境を学校・家庭・地域が力を合わせて維持していくことができるよう、連携の要としての機能を果たす「いじめ対策推進委員会」を設置します。

- (1) 機能
- ①いじめ防止基本方針と、それに基づく教育計画の確認・検証・修正。
 - ②いじめが心配される情報の共有と、未然防止に向けた協議・調整。
 - ③いじめが発生した際の情報の整理・共有と、組織的な対応の推進。
 - ④いじめの相談・通報の窓口。
 - ⑤関係機関との連携。
- (2) 体制
- 校長・教頭・指導部長・PTA 代表 1 名(会長)・学校評議員代表 1 名
礼文町教育委員会代表 1 名(次長)
- (3) 備考
- 定例会は年 2 回(9 月と 2 月)。必要に応じて臨時会を開催します。
 - 校長が委員長を務め、委員を委嘱します。
 - 委員長は必要に応じて、さらに若干名の委員を委嘱できるものとします。

(4) 推進委員会を中心としたネットワーク



【参照】「いじめ防止対策推進法」第 17 条・第 22 条
「いじめの防止等のための基本的な方針」p－23

2. 重大事態への対処

香小では、以下に示す状況については「重大事態」と判断し、速やかに関係機関と連携しながら事態の解決に向けて対処します。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤本人や保護者からの申し立てがあった場合
- (2) いじめにより相当の期間(年間 30 日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

「重大事態」への対処は、以下に示すものを基本としながら、状況に応じて町教委の指導・支援の下に最善の方策を検討して行うものとします。

【重大事態への基本対応】

- (1) 町教委へ報告
(2) 町教委と協議し、調査および対応の実施主体を判断

《学校が実施主体となる場合》

- (3) 校内での調査組織の設置
- (4) 調査による事実関係の把握
- (5) 対象の児童・保護者への情報提供
- (6) 町教委への経過報告
- (7) 対応策の検討と実施

《町教委が実施主体となる場合》

町教委の指示のもと、調査や資料を提出
児童・保護者への対応を実施します。

【参照】「いじめ防止対策推進法」第 28 条・第 30 条
「いじめの防止等のための基本的な方針」p－26